

議案第129号

松阪市福祉会館条例の一部改正について

松阪市福祉会館条例（平成17年松阪市条例第117号）の一部を次のように改正する。

平成30年11月27日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市福祉会館条例の一部を改正する条例

松阪市福祉会館条例（平成17年松阪市条例第117号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出し中「設置」を「設置目的」に改め、同条中「心身に障害のある者の日常生活訓練、機能回復訓練及び市民の善意の開発」を「市民に福祉活動の場を提供することにより、市民の積極的な福祉活動への参加の促進」に改め、「図り、」の次に「もって」を加え、「松阪市殿町1360番地16」を「松阪市殿町1563番地」に改める。

第2条中「市長が必要と認めるときは」を「市長が特に必要があると認めるときは」に改め、同条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

第3条中「開館時間」を「使用時間」に改め、同条本文中「午前9時から午後9時まで」の前に「月曜日から金曜日までは」を加え、「する」を「し、土曜日及び日曜日は午前9時から午後5時までとする」に改め、同条ただし書中「にあつては、午後5時までとする」を「は、別表に規定するその使用区分の時間帯を閉館することができる」に改める。

第4条に次のただし書を加える。

ただし、第1条に規定する設置目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、福祉会館を一般の使用に供することができる。

第4条第2号を削り、同条第1号中「（心身障害児を含む。）」を「で組織する団体並びにそれらを支援する個人及び団体」に改め、同号を同条第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 社会福祉を目的とする事業又はボランティア活動に奉仕することを目的とする個人及び団体

第4条第3号を次のように改める。

- (3) 松阪市が主催する行事等のために使用する者

第5条の見出し中「制限」の次に「等」を加え、同条第2号中「が損失、亡失の」を「等を損傷し、又は亡失する」に改め、同条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 営利活動、宗教活動又は政治活動を目的とすると認めるとき。

第5条に次の1項を加える。

2 市長は、使用の許可に際して、福祉会館の管理上必要な条件を付することができる。

第7条中「使用料」の前に「福祉会館の」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、第4条第1号、第2号及び第3号のいずれにも該当しない者が使用するときは、別表に規定するところにより使用料を納付しなければならない。

第7条に次の1項を加える。

2 市長が特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

第8条中「及び」を「又は」に改める。

第9条の見出し中「取消し」を「許可の取消し等」に改め、同条中「第5条に」を「この条例又はこの条例に基づく規則に」に、「使用の取消し」を「使用の許可を取り消し、」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第3条、第7条関係）

使用区分	使用時間	使用料（単位：円）			摘要
		大会議室	調理室	その他の会議室	
午前	午前9時から 正午まで	2,880	1,470	750	① 冷暖房を使用する場合は、当該使用区分に係る使用料の10分の5に相当する額を徴収する。この場合において、10円未満の端数は切り捨てるものとする。 ② 調理室を使用する場合は、電気、ガス及び水道料の実費相当額として1人につき30円を徴収する。
午後	午後1時から 午後5時まで	3,850	1,960	1,000	
昼間	午前9時から 午後5時まで	6,520	3,270	1,640	
夜間	午後6時から 午後9時まで	3,850	1,960	1,000	
午後 夜間	午後1時から 午後9時まで	7,490	3,760	1,890	
昼 夜	午前9時から 午後9時まで	10,370	5,230	2,640	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の松阪市福社会館条例の規定に基づく使用の許可、使用料の徴収その他の準備行為をすることができる。